

志賀町教育大綱

自主 自立 共生



令和元年 8 月

志 賀 町

改定の趣旨

本町では、平成27年8月に志賀町総合教育会議を経て、新たに「志賀町教育大綱」を策定しました。

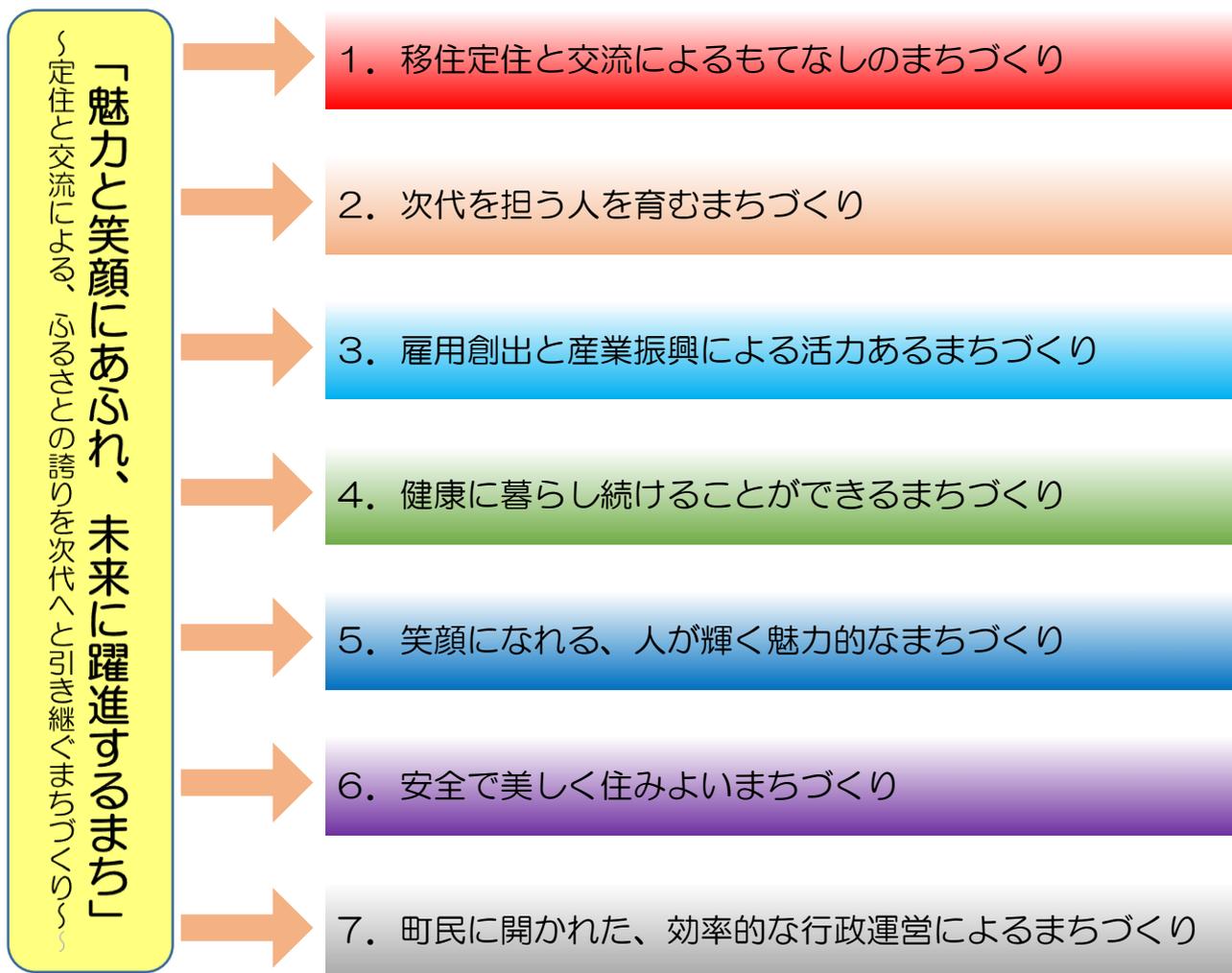
その後、平成29年3月に令和8年度を目標年次とする総合的な町の将来ビジョンと町政のあり方を示した第2次志賀町総合計画を策定しました。そこには町の将来像として「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」が掲げられ、新たに7つの基本方針が定められております。

今回改定する「教育大綱」は、この第2次志賀町総合計画の将来像や基本方針、そして将来予想される幅広い分野での産業構造の変革、働き方やライフスタイルの変化、人生100年時代の到来といった新たな社会を見据えて、「自主 自立 共生」を基本理念に、国県等の施策・方針も参酌し、本町の教育の指針として定めるものです。

第2次志賀町総合計画における施策の体系

【将来像】

【基本方針】



1 大綱の策定

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、志賀町総合教育会議において町長及び教育委員会が協議し、町長が定めるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

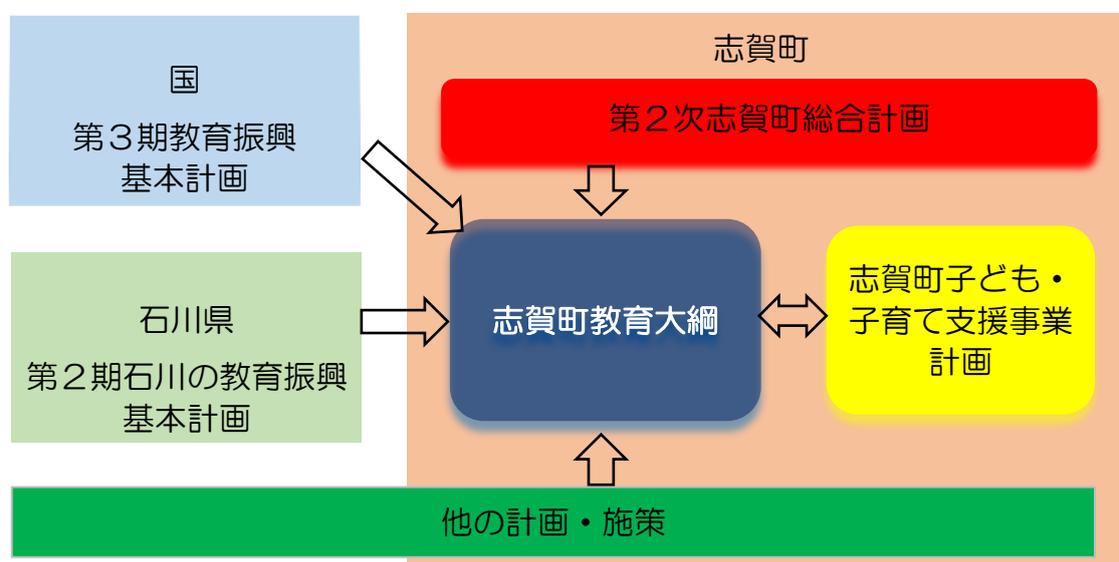
(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2 関係計画

大綱の策定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画」や「第2期石川の教育振興基本計画」等の内容を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「第2次志賀町総合計画」や関連する「志賀町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。



3 対象期間

今回改定する「志賀町教育大綱」の期間は、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本理念及び基本目標

基本理念

自主 自立 共生

志賀町民が一人の人間としてその生涯を通じ、心豊かで個性・創造性を発揮できるように、自由闊達な気風と共存共助の精神を養い、自立心に富んだ人間を育成します。また、生涯学習の機会を通じて自らの生き方を選択し、実現できるよう支援します。

基本目標

- 自ら課題を見つけ・学び・考え・判断できる力の育成を目指します
- 次代を担う子どもたちの健全な育成やふるさと教育が図られるよう、
教育環境を整えます
- 地域の伝統文化、生涯学習、スポーツなどの活動への支援やそれらの活動を通じた交流により、生きがいを持って、いきいきと生活できる環境を整えます
- 国際・広域交流や男女共同参画の推進など、多様な文化や考え方への理解を深め、思いやりのある心を持つ町民を育みます

5 志賀町教育大綱の体系

基本理念

自主
自立
共生

基本目標

① 自ら課題を見つけ・学び・考え・判断できる力の育成を目指します

② 次代を担う子どもたちの健全な育成やふるさと教育が図られるよう、教育環境を整えます

③ 地域の伝統文化、生涯学習、スポーツなどの活動への支援やそれらの活動を通じた交流により、生きがいを持って、いきいきと生活できる環境を整えます

④ 国際・広域交流や男女共同参画の推進など、多様な文化や考え方への理解を深め、思いやりのある心を持つ町民を育みます

施策の方向性

学校教育の推進

- ・ 未来を見据えた教育の推進
- ・ 一人一人の個性と創造性を伸ばす教育の推進
- ・ 心身共にたくましい人材の育成
- ・ 時代の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の向上
- ・ ふるさとを愛する児童生徒の育成

教育環境の充実

- ・ 通学時や災害時における児童生徒の安全を確保する対策の推進
- ・ グローバルな人材育成やICT環境の整備など魅力的かつ特色のある教育プログラムの充実
- ・ 児童生徒の「心の教育」「心のケア」体制の充実
- ・ 子どもの生きる力の向上と道徳・人権への意識の醸成
- ・ 保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの促進

ふるさと教育の推進

- ・ 「ふるさと志賀町」を学び未来へ継承する教育の充実
- ・ 地域住民と子どもたちとの世代間交流の促進や地域への愛着の醸成

生涯学習事業の推進

- ・ 生涯学習を実施しやすい環境の整備
- ・ 生涯学習の魅力向上や参加の促進

スポーツの振興

- ・ 誰もが気軽にスポーツに親しみ競技力向上を図ることができる環境の整備
- ・ 町民の健康づくり・交流促進・スポーツに慣れ親しむ環境づくりの推進
- ・ スポーツを通じた交流人口の拡大の促進
- ・ 各種スポーツ活動団体への支援
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の推進

伝統文化の継承

- ・ 地域文化活動の継承や振興の推進
- ・ 文化団体が実施する文化活動への支援
- ・ 郷土を愛する心や誇りに思う心の醸成
- ・ 歴史的文化遺産の発掘・適切な保存・活用の推進

国際・広域交流の推進

- ・ 国際感覚の育成と異文化への理解の醸成
- ・ ジャパンテントでの町民と外国人との交流活動の推進

男女共同参画の推進

- ・ あらゆる人々に対する男女共同参画の理解の促進
- ・ 社会活動に男女が平等に参画できる環境づくりの推進

志賀町民憲章

(平成23年4月1日制定)

私たち志賀町民は、雄大な日本海と緑かがやく山々に抱かれ、活力ある発展をしてきたふるさとを誇りとし、魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまちを創るためにこの憲章を定めます。

一 豊かな自然を大切にし、水とみどりの美しい町をつくります

○自然環境の保護や環境保全、環境美化に努め、快適で安全なまちを次世代へ継承するものです。

一 思いやりとふれあいの心を育み、優しい町をつくります

○お互いを尊重し、支え合い、協力しながら、交流と協働で明るく笑顔あふれるまちを創っていくものです。

一 学び合い、創造力豊かな人と文化を育てる町をつくります

○伝統・文化を大切にし、教養を高め、将来のまちづくりを担う創造的な人と地域文化を育てるものです。

一 働くことに誇りと喜びをもち、活力ある町をつくります

○夢や希望をもって働き、地域の振興に努め、活気と賑わいのあるまちを創造するものです。

一 スポーツに親しみ、健やかに暮らせる町をつくります

○健康づくりに努め、医療・福祉環境などの充実により、安心して元気に暮らせるまちづくりを進めるものです。